

## いじめへの対応について

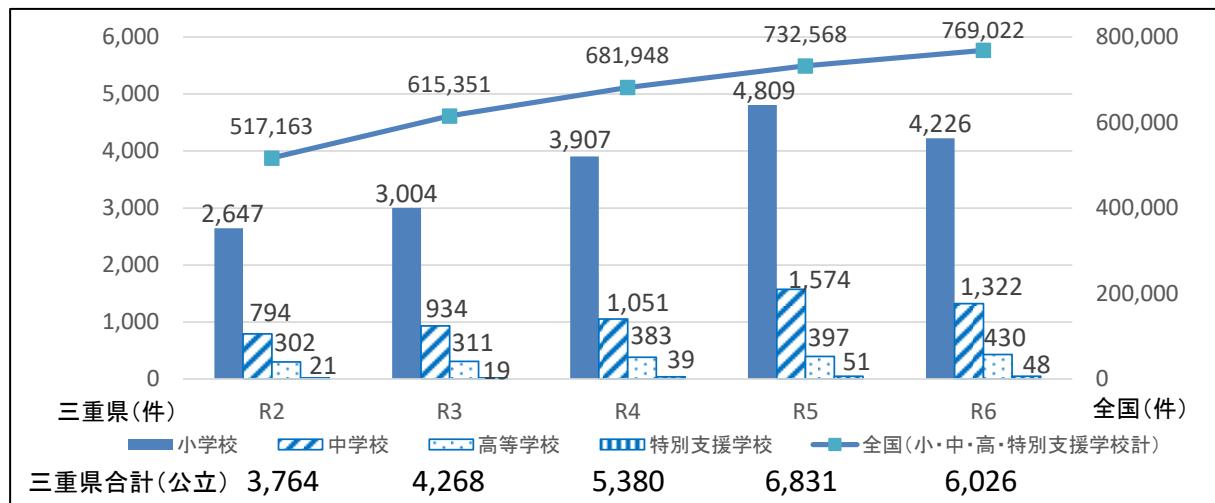
### 1 いじめの状況

#### いじめの定義（平成25年度から）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの。

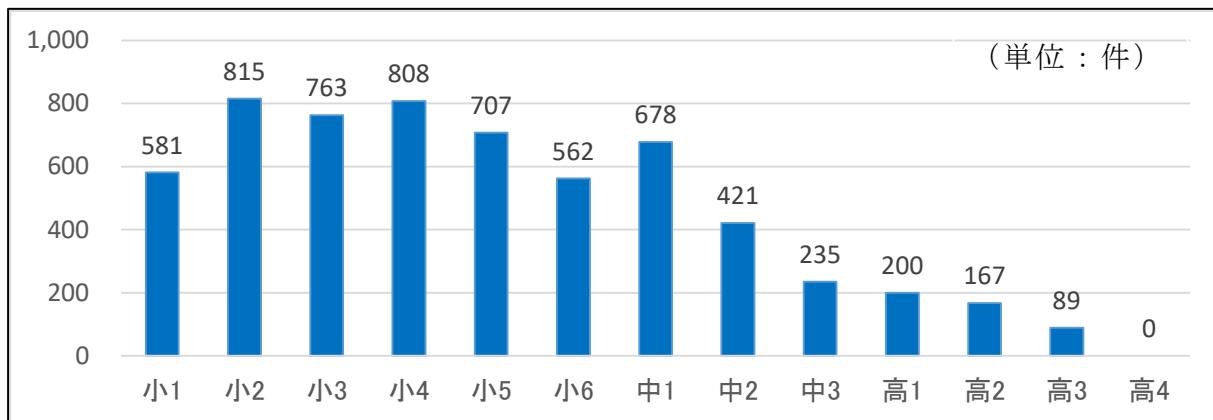
- いじめの認知件数は、過去5年で初めて減少に転じましたが、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、過去2番目に多い件数となっています。
- 小学校低学年でのいじめの認知件数が多く、学年が上がるにつれて減少する傾向が見られます。要因としては、心の成長や言語能力の発達に伴い、人間関係を構築する力が身につくことがあげられます。
- いじめの態様は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が、認知件数全体の半数以上（55.1%）を占めており、全校種とも最も高い状況です。
- その中には、冗談として発言したことや学習のアドバイスをしたことなどが相手に嫌な思いをさせてしまうといった「無自覚ないじめ」や、お互いに悪口を言い合って、相手を傷つけるといった「双方向のいじめ」などが含まれます。

【本県のいじめの認知件数（校種別）】（単位：件）

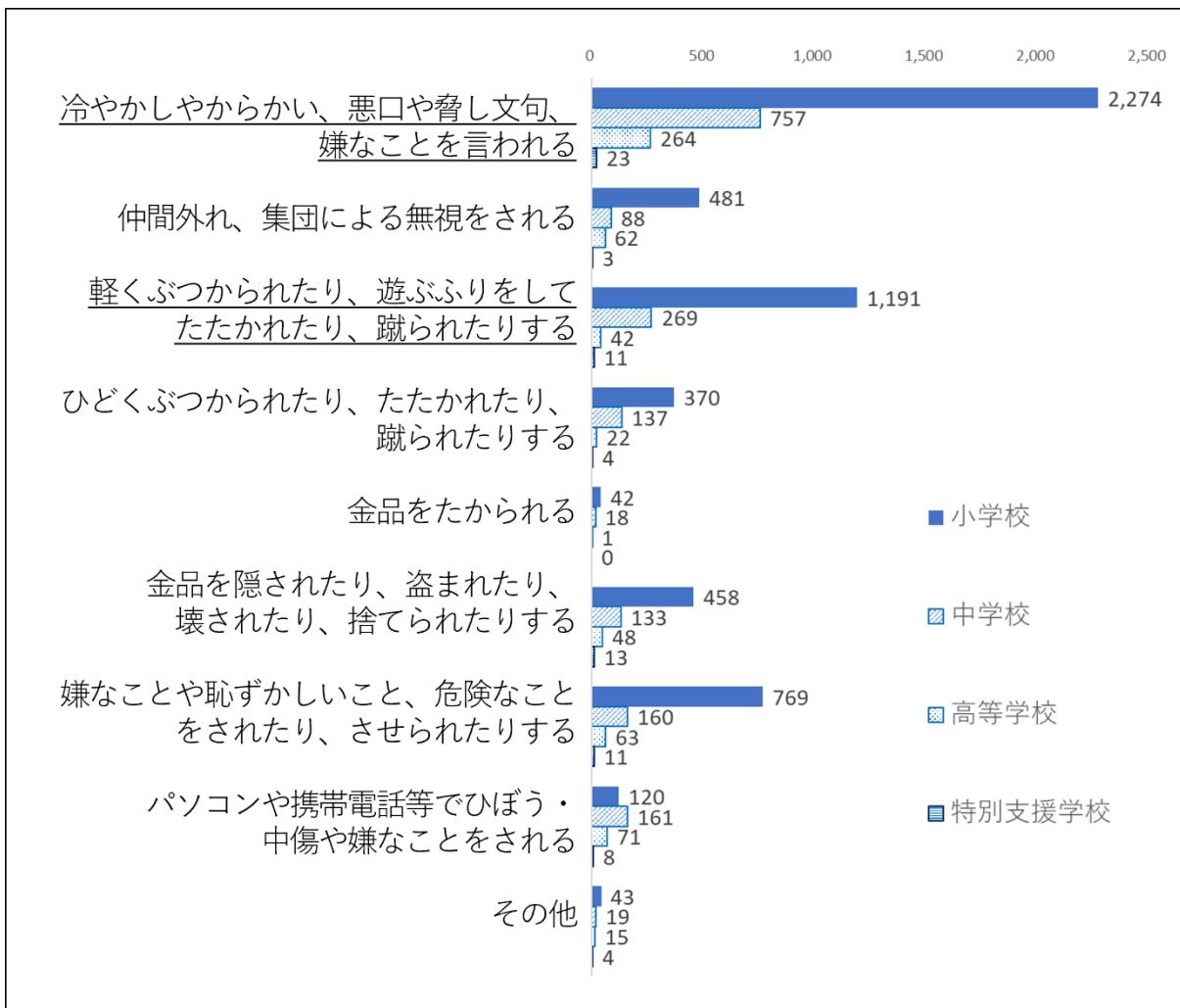


## 【本県の学年別いじめの認知件数】

※特別支援学校の件数は、相当年齢の学年に含む



## 【本県のいじめの態様（校種別）】（複数回答）



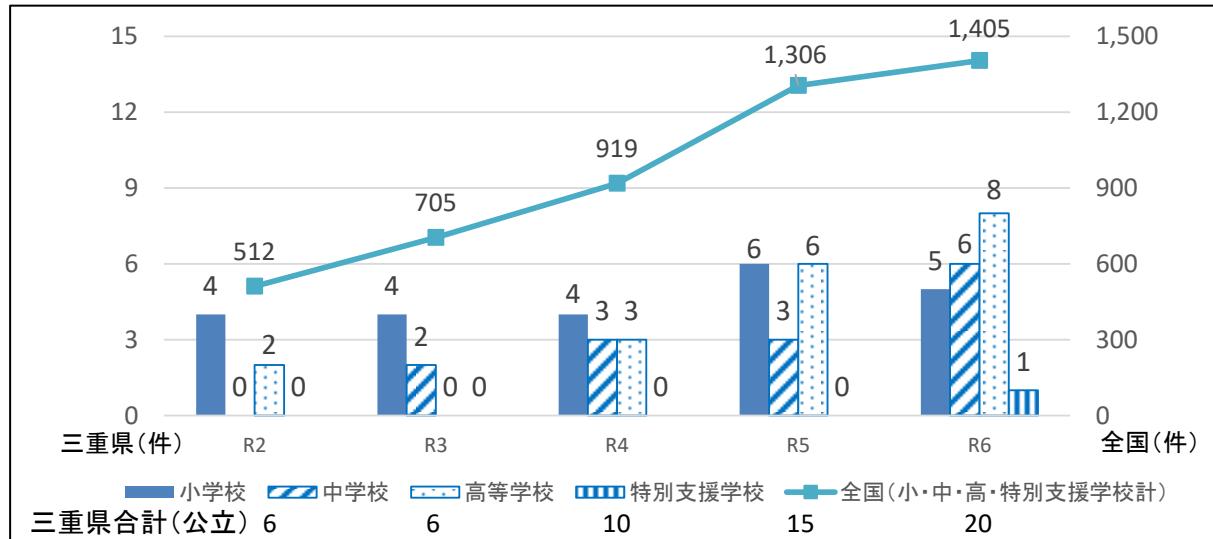
## 2 いじめの重大事態

### いじめの重大事態

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

※「相当の期間」は、不登校の定義をふまえ年間30日の欠席を目安とする。

【本県のいじめの重大事態の発生件数(校種別)】 (単位:件)



令和6年度のいじめの重大事態の発生件数は20件で、増加傾向にあります。増加の要因としては、いじめ防止対策推進法の理解が進んだこと、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づいた積極的な認定、保護者の意向を尊重した対応があげられます。

### 【参考】県立学校で発生したいじめの重大事態の概要

#### 事案①「クラス内でのトラブル」

生徒Aは学校行事で同級生から避けるような行動をされたり、複数の生徒が自分の悪口を言っているのを聞いたりして不登校となり転学した。

#### 事案②「部活動における先輩から後輩への指導」

部活動中に、先輩Aは後輩Bの競技力が向上してほしいと考えて指導を行っていたが、Bは「部活動内でいじめにあってる」と訴え不登校となつた。

#### 事案③「交際を巡るトラブル」

生徒Aは生徒Bの交際相手と親しくしていたことから、生徒Bとトラブルになり不登校となつた。

### 3 課題

#### (1) いじめ予防教育

いじめの中には、悪意なく相手に嫌な思いをさせてしまう「無自覚ないじめ」や、どちらも加害者でも被害者でもあるといった「双方向のいじめ」などもあります。子どもたちが他者との関わりのなかで、相手の立場に立った行動ができるようにするなど、子どもたち自身で良好な人間関係を構築できるようにする力を育む必要があります。

#### (2) 教職員の資質向上

いじめの認知件数は減少しましたが、学校によっては、認知件数が0件であるなど、まだまだ見逃されている可能性もあるため、引き続き、法に基づく適切な認知を徹底していく必要があります。

#### (3) 深刻化の防止

被害が深刻化してしまわないためには、心理の専門家等の意見をふまえた適切な支援や、学校と教育委員会との連携による組織的かつ迅速な対応が必要です。

#### (4) 保護者対応等

いじめの被害を訴える子どもの保護者が加害とされる子どもに過剰な処罰を求めるなど、学校の対応と保護者の思いに乖離があり、学校だけでは解決が困難な事案が増えています。

### 4 今後の取組

#### (1) 未然防止

##### ①弁護士によるいじめ予防授業

小学5・6年生を対象に、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点をふまえた弁護士による出前授業や弁護士と作成した動画教材を活用し、いじめ予防授業を実施します。

##### ②いじめ防止に係る動画作成

児童生徒主体の「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画コンテスト等の取組をとおして、発達に応じたコミュニケーション力等、子どもたち自身で良好な人間関係を構築する力を育成します。

#### (2) 早期発見・早期対応

##### ①いじめ対応情報管理システム

いじめの迅速な認知と確実な対応を図るため、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等のいじめに係る情報を学校と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に対応します。

##### ②教員研修

各学校の生徒指導の中心的な役割を担う教員が、研修をとおして、いじめ対応の具体的な事例に基づいて問題点を検討し、適切に対応す

るための留意点について共通理解を図ることで、いじめの早期発見・早期解決につなげます。

### **(3) 相談体制の充実**

#### **①スクールカウンセラー（S C）やスクールソーシャルワーカー（S S W）等の配置**

県内全ての公立小中学校、高等学校、特別支援学校、夜間中学、教育支援センターに S C を配置します。S S Wについては県内全ての市町および教育支援センター、夜間中学に配置するとともに、拠点となる中学校区、高等学校、特別支援学校を中心に活動し、関係機関と連携した支援を行います。また、S C や S S W等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を一定規模以上の公立中学校および希望のある県立学校に引き続き配置します。

#### **②学校問題A D R（裁判外紛争解決手続）**

総合教育会議において、いじめの深刻化の防止や弁護士等の専門家と連携した取組の必要性について議論を進めています。保護者との連携がうまくいかない事案に対しては、令和8年度の学校問題A D Rの導入に向け、今年度より県立学校において試行的に実施していきます。

### **(4) いじめ防止の周知啓発**

#### **①「S T O P ! いじめ」ポータルサイト**

いじめ防止のポータルサイトで、いじめに悩む子どもや保護者のための相談窓口を紹介するとともに、学校およびいじめ防止応援センターの主体的な取組を掲載するなどして、社会総がかりでいじめ防止に取り組む気運の醸成につなげます。

#### **②いじめ防止強化月間での取組**

4月と11月のいじめ防止強化月間で、ピンクシャツ運動を実施するとともに、学級活動等で、児童生徒同士がいじめの問題をテーマに話し合い、いじめをなくすために自分にできることを考え行動するなど、児童生徒の内面に働きかける取組を推進します。